

すべてのアスベスト被害者の早期救済・解決を  
図る事等を求める意見書（案）

アスベストを大量に使用したことによるアスベスト（石綿）被害は多くの国民に広がっています。

アスベスト（石綿）被害について、欧米諸国においては、製造業の従事者に多くの被害者が出ているのに比べ、日本では建設業従事者に最大の被害者が生まれていることが特徴です。それはアスベストのほとんどが建設資材などとして建設現場で使用され、そして国においても、建築基準法などで不燃化、耐火工法として、アスベストの使用を進めたことに大きな原因があります。特に建設業は重層下請構造や「従事者が数多くの現場に渡って就労する」ことから、労働災害として認定されることにも多くの困難が伴い、多くの製造業で支給されている企業独自の上乘せ補償もありません。

また、被害者の多くが高齢化し、それに伴う病状の進行を考慮すれば、被害者の救済に向けて速やかな対処が求められます。

現在でも、建物の改修、解体に伴うアスベストの飛散が起こっており、建設業従事者だけでなく、今後多くの国民から『新たな被害者』を生み出してしまう恐れがある現在進行形の公害です。東日本大震災で発生した大量のガレキ処理についても被害の拡大が心配されています。

よって、すべてのアスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施と、アスベスト被害の拡大を根絶する対策及びアスベストの拡散を防止する対策を直ちにとり、アスベスト問題の早期の解決を国に要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成26年9月30日

嘉 麻 市 議 会

意見書提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣  
国土交通大臣 厚生労働大臣 環境大臣